

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年10月24日
【事業年度】	第12期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
【会社名】	スカイマーク株式会社
【英訳名】	Skymark Airlines Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 西久保 慎一
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目30番5号
【電話番号】	03（5402）6767（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経理本部長 有森 正和
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目30番5号
【電話番号】	03（5402）6767（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経理本部長 有森 正和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月25日に提出いたしました第12期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線を付けて表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（8）<省略>

（9）株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

自己株式の取得

当社は、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

（10）取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

（11）株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

（12）株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は平成18年5月18日の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制（「内部統制システム」）の基本方針を定めておりましたが、平成20年4月15日の取締役会において一部を改定・強化しその整備を図っております。

（訂正後）

（1）～（8）<省略>

（9）株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

__自己株式の取得

当社は、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定め

ております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、職務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(11) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は平成18年5月18日の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制（「内部統制システム」）の基本方針を定めておりましたが、平成20年4月15日の取締役会において一部を改定・強化しその整備を図っております。